- (1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
- (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
- (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
- (4) 不明な点は、熊本県林務水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第806号

平成14年7月25日に提出された大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 11 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 鶴屋百貨店、テトリアくまもと 熊本市手取本町6番1号ほか
- 2 市町村意見の概要

意見なし

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課 平成14年11月1日から平成14年11月30日まで

登載依頼

熊本県障害者施策推進協議会公告第1号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 14 年 11 月 1 日

熊本県障害者施策推進協議会

会長 石 橋 敏 郎

1 開催日時

平成 14 年 11 月 7 日 (木)

午後1時30分から

2 開催場所

熊本市千葉城町 3-31

KKRホテル熊本 1階 有明・不知火

- 3 議題 (予定)
 - (1) 新くまもと障害者プラン骨子(案)について
- 4 傍聴者の定員について

20 人

- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県障害者施策推進協議会事務局(熊本県健康福祉部障害保健福祉課推進プロジェクト班)

(電話 096-383-1111 内線 7150)

熊本県教育委員会告示第8号

「平成 15 年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」及び「平成 15 年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項」を次のように定める。

平成 14 年 11 月 1 日

熊本県教育委員会 職務代理者 岡 畑 寛